

告示

埼玉県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九〇〇台

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

（変更後）駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年十一月十三日

ニ 届出年月日

令和三年三月十二日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課